

## 福山地区消防組合 Net119 緊急通報システム利用規約

(はじめに)

福山地区消防組合消防局(以下「消防局」という。)が提供する Net119 緊急通報システム(以下「Net119」という。)の利用を希望される方は、本規約の全てをお読みいただき、御同意いただいた場合に限り、あらかじめ登録をした上で御利用いただくことができます。

(適用範囲)

本規約は、Net119 及びこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

(サービス概要)

Net119 は、聴覚・音声・言語機能等に障がいがあり、音声での 119 番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット等からインターネット(Web)を使って、音声を用いず 119 番通報できるシステムです。

(利用条件)

- (1) 利用対象者は、聴覚・音声・言語機能等に障がいがあり、音声での 119 番通報が困難な方で、福山地区消防組合管内(福山市・府中市・神石高原町)にお住まいの方です。通常の音声による通報が可能な方は、音声による 119 番通報を利用してください。
- (2) Net119 の利用には、事前登録が必要です。
- (3) 登録後に明らかに音声による通報が可能であると消防局が判断した場合は、登録を抹消することがあります。
- (4) Net119 は、日本語によるチャット(文字を使った会話)ができる方のみ利用できます。
- (5) 利用に当たっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能及び電子メール機能を使うことができるスマートフォン、タブレット並びに一部の高性能フィーチャーフォン(以下「端末」という。)が必要となります。
- (6) 通報を行うには、GPS 機能を ON に設定する必要があります。
- (7) 通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合も考えられるため、常に ON にしておくことをお勧めします。
- (8) Net119 を利用いただけるのは、「利用者」として登録された方ご本人のみです。
- (9) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない端末では、Net119 が利用できない場合があります。
- (10) Net119 は、全ての端末での動作を保証するものではありません。機種によっては、正常に動作しない等の理由で、利用をお断りすることがあります。また、Net119 のバージョンアップ等により、それ

まで動作していた端末であっても、利用できなくなる場合があります。この場合は、登録されているメールアドレス宛てに事前にお知らせしますので、引き続き利用を希望する場合は、新しい機種に買い替えるなどの処置をお願いします。

- (11)迷惑メールフィルタリング等を利用の場合には、「@city.fukuyama.hiroshima.jp」ドメイン及び「@r-call119.jp」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。受信拒否(ドメイン指定等)が設定されている場合は、設定を解除するか、ドメイン受信設定の登録をお願いします。(機種により設定方法が違いますので、設定方法について不明な場合は、各利用端末の取扱説明書や販売店等で、御確認をお願いします。)
- (12)利用する端末は、ロックを有効にする等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (13)認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- (14)Net119 は緊急通報以外には使用できません。

#### (登録における注意事項)

- (1)複数の端末で Net119の利用を希望される場合は、1 台ごとに登録が必要になります。
- (2)登録に当たっては、通報を受けた消防局が迅速に対応するため、また、登録者の情報を適正に管理するための情報として、次の項目の登録が必要になります。  
「名前(フリガナ)」、「性別」、「生年月日」、「住所」、「メールアドレス」、「端末種別」  
※メールアドレスに使用できる文字 英数字、.(ドット)、-(ハイフン)、\_(アンダーバー)、@(アットマーク)  
※ピリオドの連続(..)やアットマークの直前のピリオド(.@)を含むメールアドレスは使用できません。
- (3)利用者が、救急隊や消防隊に通報場所を素早く伝えるための情報として、よく行く場所の情報を登録することができます。緊急時には、消防局が利用者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをお勧めします。  
「よく行く場所の名称」「よく行く場所の住所」
- (4)通報時に体調不良等の理由により連絡が取れなくなった場合に備え、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、連絡先や緊急連絡先に関する情報を登録することができます。緊急時には、消防局が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することを強くおすすめします。  
「連絡先電話番号」「自宅電話番号」、「FAX 番号」、「緊急連絡先名前(フリガナ)」、「緊急連絡先との関係」、「緊急連絡先電話番号」、「緊急連絡先 FAX 番号」「緊急連絡先メールアドレス」
- (5)通報時等に、何らかの理由で消防局から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所等の問合せを行う場合があります。御家族などの問合せに対応いただける方を登録してください。
- (6)緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。登録後に消防局から登録された方に意思の確認を行う場合もあります。
- (7)救急隊が、搬送先の病院を選定する場合の参考情報として、既往歴や掛かり付け医療機関の情報

を登録することができます。円滑な病院選定のために登録することをお勧めします。

「既往症」、「掛かり付け医療機関名」

- (8) 救急隊や消防隊が現場へ到着し活動する上での参考情報として、手話、筆談ができるかどうかを登録することができます。円滑な現場活動のために登録することをお勧めします。

「手話又は筆談の状況」

- (9) 以下の事由が発生した場合には、速やかに「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡いただくか、必要な申請書を提出してください。

①住所、メールアドレス、端末種別等の登録情報に変更があった場合

②Net119 の利用条件を満たさなくなった場合

③Net119 の利用を中止したい場合

- (10) Net119 の利用意思を確認するために、消防局から登録されたメールアドレス宛てに定期的にメールを送信することがありますので、メールの記載内容に沿って返信をしてください。1 年以上応答がない場合等、利用意思を確認できない場合には、緊急連絡先に登録された方への問合せ後、利用の停止措置又は利用者情報の抹消をすることがあります。

- (11) 利用者別に発行される本登録用 URL は、個人を認証する重要な情報になりますので、なりすまし通報等の防止の為、他人に知らせないでください。

- (12) 申請について、本来、利用者本人による申請が原則ですが、利用者が未成年である場合やその他の理由等により、利用者本人による申請が不能な場合は、代理人による申請も可能です。代理人申請の場合は、承諾書の申請者欄には、代理人の情報を記入してください。また、申請書類持参提出時には、利用者と代理人との関係が確認できるものを御持参ください。

- (13) 申請時(申請書類持参提出時)には、利用者本人申請であっても、代理人申請であっても、申請者確認のため、顔写真が添付している免許証等を御持参下さい。顔写真が添付している免許証等の御持参が困難な場合は、健康保険証などの身分証明書を2種類御持参ください。

(通報時における注意点)

- (1) 音声通話により、119 番通報が可能な方が近くにいる場合は、Net119 の「他の人をお願いする」機能で、音声通話による 119 番通報を依頼することも考慮してください。

- (2) 通報を行う際には、初めに「通報する」を選択し、続けて「火事」、「救急」の通報種別を選択し、その次に、現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。

- (3) 現在位置として、「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、GPS 測位による現在地情報と併せて、事前に登録した住所が消防局に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS 測位による現在地情報が消防局に送られます。GPS 測位結果から正しい位置情報が得られない場合には、送信前に地図を操作して、正しい現在位置に修正してください。

- (4) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防局に接続され、チャットを開始します。詳しい状況を教えてください。

- (5) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。

- (6) チャットが途中で切断された場合や聴取完了後に、消防局から登録されたメールアドレス宛てに「呼び返しメール」を送付する場合があります。メールが受信できる状態にしてください。

- (7)「呼び返しメール」が確実に受信できるように、登録しているメールアドレスに変更があった場合には、速やかに登録情報の変更手続きを行ってください。
- (8)通報地点が不明な場合(取得した位置情報が大きくずれている場合等)は、別の手段での通報(第三者による通報等)を案内する場合があります。
- (9)「練習する」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習する」機能では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができますが、消防局に通報されることはありませんので、気兼ねなくお使いください。
- (10)明らかにいざら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。
- (11)登録料は無料ですが、インターネットの接続に必要な料金は利用者負担となります。

#### (サービスが利用できない場合)

- (1)Net119 は、日本国内でのみ利用いただけます。海外での緊急通報は渡航先の制度に基づいて行ってください。
- (2)Net119 を利用するためには、携帯電話会社の通信網を使うことから、トンネル・地下・建物の中のように電波の届きにくい所、通信網のエリア外等、Net119 を利用できない場所があります。
- (3)インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況等により利用できない場合がありますので、別の手段(第三者による通報等)によって119番通報を行ってください。
- (4)何らかの理由によりNet119による通報ができない場合には、別の手段(第三者による通報等)によって119番通報を行ってください。
- (5)Net119のメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを消防局から事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしてください。ただし、緊急でメンテナンスが必要となった場合は、事前連絡なく実施することがあります。
- (6)消防局は、利用者への事前の通知により、いかなる補償をすることもなくNet119の全部又は一部を停止、変更、休止又は廃止できるものとします。当該停止等によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、消防局は、何らの責任も負わないものとします。

#### (個人情報の取り扱い)

- (1)消防局は、Net119で収集した個人が特定される、又は特定され得る情報(他の情報との照合により個人を特定できる情報を含む。以下「個人情報」という。)を、福山地区消防組合個人情報保護条例をはじめとした関係例規に基づき、適正に管理し、登録された個人情報は、Net119の業務に係る目的外では使用はしません。
- (2)緊急時に消防局が必要と判断した場合、登録申請書の記載事項(1.利用者情報、2.自宅以外でよく行く場所、3.緊急連絡先)について、第三者(消防救急活動に必要と認められる機関)に情報提供することになります。なお、登録申請書の記載事項(4.既往症と掛かり付け医療機関、5.手話または筆談の状況)については、当消防局のみの保有情報となります。
- (3)消防局の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防機関へ通報を転送します。その際、登録申請書の記載事項(1.利用者情報、2.自宅以外でよく行く場所、3.緊急連絡先)につ

いて、管轄の消防機関へ転送することがあります。

- (4) Net119 の登録情報及び通報内容(通報画面(チャット画面等))に入力される情報及び通報した位置情報等)が、Net119 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、消防局及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者(ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます。)によってアクセスされます。
- (5) 退会等に伴う登録抹消の後においても、登録情報及び通報内容並びに通信履歴は、Net119 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) 提出先の個人情報の取り扱いについては、各提出先の個人情報に関する条例等によって守られます。
- (7) 情報の漏洩が確認できた場合には、その旨を速やかに消防局から登録メールアドレスへ通知するとともに、消防局及び専門機関の協力を得て原因究明に努めます。
- (8) 個人情報に関する開示・訂正・削除・漏洩等のお問合せは、消防局まで御連絡ください。
- (9) Net119 運用事業者が変更した場合、変更後の新事業者に対しても本個人情報の取り扱い事項を遵守させるとともに、既存旧事業者に対しては保有の全登録情報の抹消を徹底します。

#### (利用者の責任)

利用者は、自己責任において Net119 を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器の準備及び通信料の負担は、利用者の責任において行うものとします。消防局は、Net119 について慎重に管理をしますが、利用者が Net119 の利用に際して行った一切の行為、その結果及び当該行為によって被った損害について、損害の原因が消防局にある場合を除き、何ら責任を負わないものとします。

#### (禁止事項)

利用者は、前項に定めるもののほか、Net119 の利用に当たって、次の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。次の行為が認められた場合には、機能を制限する、登録を抹消する等の措置をとらせていただく場合があります。

- ①法令、インターネット上で一般的に遵守されている規則等に違反する行為
- ②他の利用者、消防局又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- ③人権侵害・差別行為、これらを助長する行為
- ④公序良俗に反する行為
- ⑤自殺を誘引又は勧誘する行為
- ⑥虚偽の情報を登録・投稿・送受信する行為
- ⑦消防局から書面による事前の承諾を得ずに、Net119 に関連して営利を追求する行為
- ⑧消防局による Net119 の運営を妨害する行為
- ⑨Net119 の信用を失墜、毀損させる行為
- ⑩Net119 を譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- ⑪Net119 を複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- ⑫その他、消防局が不適切と判断する行為

(知的財産権等)

- (1) Net119 に関するコンテンツの権利(所有権, 特許権・著作権等の知的財産権, 肖像権, パブリシティー権等)は, 消防局又は当該権利を有する第三者に帰属しています。
- (2) 利用者は, Net119 を利用するに当たって, 一切の権利を取得することはないものとし, 消防局は, 利用者に対し, Net119 に関する知的財産権について, Net119 を本規約に従ってのみ使用することができる非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用权を許諾するものとします。
- (3) 利用者は, 所有権, 知的財産権, 肖像権, パブリシティー権等, Net119 に関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。
- (4) 本条の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合, 利用者は, 自己の負担と責任においてかかる問題を解決するとともに, 消防局に何らの迷惑又は損害を与えないものとし, 仮に消防局に損害を与えたときは, 消防局に対しての当該損害の全てを賠償していただきます。

(免責事項)

- (1) Net119 に関する情報が, 利用者若しくは第三者の権利を侵害し又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても, その侵害及び紛争について, 消防局は, 何らの責任も負わないものとします。
- (2) 利用者の端末環境又は通信環境等その他の理由によっては, Net119 が正常に利用できない場合がありますが, これにより利用者が生じた損害について, 消防局は, 何らの責任も負わないものとします。
- (3) Net119 を利用者の端末に登録するに当たって, 利用者の端末がコンピュータウイルス等に感染し, 利用者へ損害が生じた場合であっても, 消防局は, 何らの責任も負わないものとします。
- (4) 天災・事変等の非常事態により, Net119 が正常に利用できない場合, 消防局は, 何らの責任も負わないものとします。

(規約改正)

消防局は, 本規約を随時改正することができるものとします。消防局は, 本規約を改正した場合, その都度, 改正後の本規約を Net119 内に掲示することによって利用者に告知するものとし, 改正後の本規約は, 当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

(協議)

Net119 に関連して利用者, 消防局又は第三者との間で疑義, 問題が生じた場合, その都度誠意をもって協議し, 解決を図るものとします。なお, 協議によっても疑義, 問題が解決しない場合, 当該紛争については, 広島地方裁判所福山支部福山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

本規約は, 日本法に準拠し, 同法によって解釈されるものとします。

(お問い合わせ先)

〒720-0825

広島県福山市沖野上町五丁目 13 番 8 号

福山地区消防組合消防局警防部指令課

電話番号:084-928-1194

ファックス番号:084-921-9375

電子メールアドレス:shoubou-shirei@city.fukuyama.hiroshima.jp